

暮らしサポート



火災保険が使えると 勧誘する修理業者に要注意

突然訪問した勧誘員より、「雨が痛い痛んでいる。今なら火災保険で修理ができる」と勧められ、火災保険を申請させて業者から高額な申請代や建築士代金等を請求されたという相談が寄せられています。「自己負担ゼロです」「保険申請も代行します」「自然災害と申請すれば大丈夫」等、言葉たくみに勧められたり、ポスティングのチラシや電話での簡単なアンケートで勧誘する業者もあり、中にはクーリング・オフを主張しても「契約書にキャンセルできないと書いてある」等と主張し、退去しなかった例もあります。

まずは、その場では契約せず、相手の言うことが事実か必要な工事かどうかを家族や周囲の人に相談しましょう。もし工事を依頼する時は、複数業者から見積もりを取ることも大切です。訪問販売の場合、工事が終わっていてもクーリング・オフできる場合がありますので、困った時は速やかに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。また、業者が退去しない、強引に請求してくる等の被害があれば、警察に通報しましょう。(茨城県・消費生活緊急情報より抜粋)

無料のはずが有料だった アダルトサイトのトラブル

パソコンでアダルトサイトが「無料」と表示されたのでクリックした。「18歳以上」をクリックした後に年齢を入力したら、有料登録になり13万5千円の料金請求画面が表示された。「退会の手続き」の画面があったので、自宅の固定電話から連絡をし、有料だとは思っていなかったことを伝えたと

【ひとこと助言】

ころ、「申し込んでしまったのでキャンセルはできない。明日の14時までに支払わないと料金が25万円になる」と言われた。(当事者：70歳代男性)

骨折も！ 買い物中の転倒に注意

【事例1】大雨の日にコンビニの入口にあるマットの上で一歩右足を踏み出したとき、マットが滑

って止まらなかったため左ひざをついてしまった。その際、バキッと音がした。救急車で搬送され、翌日手術した。左ひざ骨折の重傷だった。(当事者：70歳代女性)

【ひとこと助言】

【事例2】売り場の通路に放置された商品の補充に使われる台車の車輪部分を踏んで、転倒し、救急車で運ばれた。腕を骨折した。(当事者：60歳代女性)

店舗や商業施設の買い物中に、滑る、つまづく等による転倒事故が起きています。特に高齢の女性の事故が多く、高齢になるにつれて、骨折等治療期間が1カ月以上のケガとなるケースが目立ちます。雨の日の店舗入り口は床が濡れており、滑りやすいです。鮮魚コーナーや冷凍ケース等の周辺等も、床が濡れていることがあるので気を付けましょう。買い物中は商品に気を取られがちですが、段差や床に置かれた台車や商品等につまづかないように、足元や周囲に注意を払いましょう。床が濡れている等、危険だ

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター(消費生活相談全般)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時
(終了30分前まで受付) ☎029-885-7141(直通)
※相談員不在の場合あり。電話でご確認ください。
- ◇消費者ホットライン(全国共通) ☎1 8 8 ※局番なし
- ◇県警悪質商法110番(訪問販売・悪質業者等の相談)
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

司法書士による無料相談

- 司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談日の2日前までにご予約ください。
- ◇日時 5月12日(金)午前9時30分～11時30分
- ◇相談場所・受付 美浦村消費生活センター